平成２２年（フ）第２８７号
兵庫県西宮市甲子園口１丁目17番18号
破産者　株式会社ライザップ
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４２３号
兵庫県西宮市高松町４番８－３階
破産者　オーピー・インターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８２号
兵庫県尼崎市名神町１丁目１番５号
破産者　株式会社ネオ・ジャンル
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６５８号
兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目８番15号
破産者　有限会社タカトー商事
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６２２号
兵庫県姫路市船津町2027番地の７
破産者　株式会社アスリート
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成１９年（フ）第３０号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本998番地
破産者　松本木材株式会社
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１２６号
岡山県玉野市渋川１丁目１番27号
破産者　有限会社浜工業
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０２号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎1887番地15
破産者　有限会社エス・ティプランニング
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
岡山県苫田郡鏡野町寺元196番地
破産者　株式会社京都豊運物流
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第４６３号
愛媛県松山市居相１丁目１番19号
破産者　有限会社三洋ギフトうぐもり茶園
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３１号
福岡県筑後市大字熊野1322番地の１
破産者　有限会社酒見鉄工所
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第２１７号
鹿児島県鹿児島市田上台４丁目43番８号
破産者　株式会社明治メディカル
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８号
青森県五所川原市字田町189番地１
破産者　有限会社伊藤工業
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
長野県上高井郡高山村大字高井2259番地
破産者　有限会社シンエイ商会
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
愛知県江南市中奈良町本郷東82番地
破産者　有限会社ユウワ重機
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１７９号
三重県鈴鹿市神戸２丁目18番２号
破産者　有限会社古金屋
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４６３号
京都市山科区大宅御所田町77番地の１
破産者　野崎建販株式会社
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８０号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字東垣内40番地の２
破産者　株式会社中坊工務店
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
和歌山市冬野600番地の63
破産者　株式会社ＡＳＫＡ飛鳥建築研究所
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７５９号
大分市大字森町64番地の18
破産者　有限会社フクデン
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１１６５号
さいたま市岩槻区大字南平野489番地　カサ・デ・イケダアスール101、旧住所さいたま市見沼区春野１丁目８番１―204号
破産者　露木　圭一
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２４５号
東京都中央区湊３丁目４番10―1107号
破産者　金子　文雄
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部